

# 秋田県公報

## 目 次

○ 証紙売りさばきの廃止の届出(二五〇・会計管財課)	1
○ 道路の供用開始(二五一・仙北地域振興局建設部)	1
公 告	
○ 条件付き一般競争入札の実施(技術管理室)	1
○ 県有財産の売払いに係る一般競争入札の実施(会計管財課)	2
○ 特定調達契約に係る一般競争入札の実施(総務事務センター)	2
○ 土地改良区の役員の退任の届出(仙北地域振興局農林部)	3
選挙管理委員会告示	
○ 政治団体の設立の届出(八二)	3
○ 政治団体の届出事項に異動があった旨の届出(八三)	4
○ 政治団体の解散の届出(八四)	8
○ 政治団体の収支に関する報告書(八五)	9
○ 公職の候補者の資金管理団体の届出(八六)	10
○ 公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(八七)	10
○ 公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(八八)	10
人事委員会規則	
○ 人事委員会規則一一一〇(管理職員等の範囲)の一部を改正する規則	11
人事委員会公告	
○ 平成二十一年度秋田県職員採用試験公告	11
秋田県告示第二百五十号	
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第五十七条第五項の規定により、証紙の売りさばきを廃止する旨の届出があったので、同規則第五十九条の規定に基づき、告示する。	

平成二十一年五月二十二日 秋田県知事 佐 竹 敬 久

売りさばきを廃止した者の住所及び氏名(事務所の所在地及び名称)  
 北秋田市本城字中島七十三番地の二 株式会社しばた

秋田県告示第二百五十一号  
 道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。  
 平成二十一年五月二十二日  
 秋田県知事 佐 竹 敬 久

道路の種類	路線名	区 間
国道	百五号	仙北市西木町西明寺字梨子木台一八七番二から二六一番九まで

- 一 供用開始の区間
- 二 供用開始の期日 平成二十一年五月二十二日
- 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
- (一) 場所 仙北地域振興局建設部用地課
- (二) 期間 平成二十一年五月二十二日から同年六月五日まで

## 公 告

次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定に基づき、公告する。  
 平成二十一年五月二十二日  
 秋田県知事 佐 竹 敬 久

- 一 入札に付する事項
- (一) 業務名 平成二十一年度 建設資材価格市況調査業務委託
- (二) 業務概要 平成二十一年六月以降適用の秋田県設計資材価格の基礎資料作成業務 一式
- (三) 履行期限 平成二十二年三月二十六日まで
- (四) 業務場所 別途指定する場所
- 二 入札に参加する者に必要な資格

- (一) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。
- (二) 秋田県内又は東北管内において本業務と同種(建設資材価格市況調査)を元請として完了させた実績があること。
- (三) 管理技術者は、本業務と同種又は類似業務に従事した経歴を有する者であること。
- (四) 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)に基づく更正手続開始の申立て又は民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者(手続開始の決定を受けた者を除く)でないこと。
- (五) 社会保険に加入し、かつ社会保険料に滞納がないこと。
- (六) 当該契約に係る入札説明書の交付を受けていること。
- 三 設計図書等を示す場所等
- (一) 本業務に係る設計図書、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先  
 郵便番号〇一〇一八五七〇 秋田市山王四丁目一番一号  
 秋田県建設交通部建設管理課技術管理室積算管理班  
 (電話)〇一八八六〇一四一九
- (二) 交付方法  
 秋田県の休日を含め定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年五月二十二日(金)から同月二十九日(金)までの期間、(一)の場所において随時交付する。  
 入札執行の日時及び場所  
 平成二十一年六月一日(月)午後一時三十分  
 秋田県庁 七階 七十一会議室  
 入札保証金  
 秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号。以下「財務規則」という。)第百六十条及び第百六十一条に規定するところによる。ただし、財務規則第百六十二条各号のいずれかに該当する場合は免除する。
- 五 その他
- (一) 入札の方法  
 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。
- (二) 入札の無効

財務規則第六十六条に規定するところによる。

(三) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(四) 契約書作成の要否 要

(五) 提出書類等

入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書に記載された必要資料等を提出すること。

(六) その他

詳細は、入札説明書による。

県有財産の売払いについて次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十六条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年五月二十二日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 入札に付する物件の所在地、面積等

番号	所在地	地目等	面積(㎡)	予定価格(円)
一	北秋田市米内沢字出向宅地	三七三・三三二	三、一三〇、〇〇〇	
四八番一				

二 契約条項を示す場所並びに入札参加申込書の交付の場所及び期間

番号	場 所	期 間
一	北秋田地域振興局総務企画部総務経理課 総務班 (電話)〇一八六一六 二一一二五二	平成二十一年五月二十二日(金) から同年六月十日(水)まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)の午前九時から午後五時まで

三 入札執行の場所及び日時

番号	場 所	日 時
----	-----	-----

北秋田地域振興局庁舎 平成二十一年六月十一日(木)午前十一時

四 入札に参加する者に必要な資格

入札参加申込書を二に掲げる期間内に二に掲げる場所に提出した者(地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当する者を除く。)

五 入札参加申込みに必要な書類等

(一) 個人の場合

印鑑、住民票の写し及び身分証明書(本籍地の市町村長が発行するもの)

(二) 法人の場合

法人の登記事項証明書

六 入札保証金に関する事項

入札保証金は、入札金額の百分の五以上とし、現金又は銀行の支払保証をなした持参人払小切手をもって入札時に納入するものとする。

七 入札の無効

秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六十六条に規定するところによる。

なお、郵便による入札書の提出は、認めない。

八 予定価格

秋田県財務規則附則第七項の規定に基づき普通財産等の売払契約に係る入札執行前の予定価格の公表に関する事務取扱要領により公表する。

九 その他

詳細に関しては、秋田県出納局会計管財課(電話〇一八―八六〇―二七三六)に照会のこと。

特定調達契約について次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七条の六第一項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年五月二十二日

秋田県知事 佐 竹 敬 久

一 入札に付する事項

(一) 購入物品の名称及び数量

高精度三次元プロッターシステム 一式

(二) 購入物品の仕様等

入札説明書及び仕様書並びにこれらに係る電磁的記録による。

(三) 納入期限

平成二十一年九月三十日(水)

(四) 納入場所

産業技術総合研究センター 工業技術センター

二 入札に参加する者に必要な資格等

(一) 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しないこと。

(2) 秋田県が発注する物品の買入れ等の競争入札に参加する資格を有すること。

(3) 入札書により入札に参加する場合は、当該調達契約に係る入札説明書の交付を受けていること。

(4) 秋田県物品等調達支払管理システム(電子情報処理組織(物品等の調達に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。以下「調達システム」という。)により入札に参加する場合は、電子署名及び認証業務に関する法律施行規則(平成十三年総務省・法務省・経済産業省令第二号)第四条第一項第一号に規定する電子証明書の発行を受けていること。

(二) (2)の資格に係る申請

(一)(2)の資格のない者で調達システムにより入札に参加を希望するものは、秋田県電子業者登録システム(電子情報処理組織(競争入札に参加する者に必要な資格に関する事務を処理するためのものに限る。))を使用して知事が指定する電子計算機に備えられたファイルに必要事項を記録するものをいう。(により平成二十一年六月十九日(金)までに申請すること。ただし、知事が特に必要と認めるときは、当該方法に代えて、所定の競争入札参加資格申請書を提出して申請することができる。)

三 契約条項を示す場所等

(一) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問合せ先

郵便番号〇一〇―〇九五― 秋田市山王四丁目一番二番

秋田県出納局総務事務センター(電話番号〇一八―八六〇―二七四三)

(二) 調達システム

(http://www.itemsupply.pref.akita.lg.jp/eps/public/pubTop.do?method=initDisplay)により契約条項を表示し、並びに入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる。

(三) 入札説明書及び仕様書の交付方法

秋田県の休日定める条例(平成元年秋田県条例第二十九号)第一条第一項に規定する県の休日を除き、平成二十一年五月二十二日(金)から同年六月三十日(火)までの期間、(一)の場所において随時交付する。

(四) 入札説明書及び仕様書に係る電磁的記録を利用することができる方法

平成二十一年五月二十二日(金)から同年六月三十日(火)までの期間、調達システムにより利用することができる。

四 入札執行の日時及び場所  
平成二十一年七月二日(木)午後一時三十分  
秋田県出納局総務事務センター

五 入札保証金  
秋田県財務規則(昭和三十九年秋田県規則第四号)第六百六条から第六百六十三条までに規定するところによる。

六 その他  
(一) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨  
(二) 入札の方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載され、又は入札に係る電磁的記録に記録された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とする。

するので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載し、又は入札に係る電磁的記録に記録すること。

(三) 入札の無効  
秋田県財務規則第六百六十六条に規定するところによる。

(四) 落札者の決定方法  
予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。ただし、落札となるべき同価の入札をした者が二人以上あるときは、くじにより決定する。

(五) 契約書作成の要否 要  
(六) 提出書類等  
入札に参加しようとする者は、別に定める期日までに、入札説明書及び仕様書に記載され、並びにこれらに係る電磁的記録に記録された必要資料等を提出すること。

(七) その他  
詳細は、入札説明書及びこれに係る電磁的記録による。

七 概要  
Summary  
1 Nature and quantity of item to be purchased.  
Highly precise 3-dimensional plotter  
2 Time-limit of tender : 1:30 P.M. 2 July, 2009  
3 Contact point for the notice : General

Administration Center, Bureau of Treasury, Akita Prefectural Government, 41-2 Sanno, Akita City, Akita Prefecture 010-0951, Japan TEL: 018-860-2743

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、仙北市黒倉堰土地改良区から次のとおり役員の変更の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年五月二十二日

秋田県知事 佐竹 敬久  
退任理事の住所及び氏名  
仙北市田沢湖神代字下生田百五十四番地の三 佐藤謙一郎

**選挙管理委員会告示**

秋選管告示第八十二号  
政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六条第一項の規定により、平成二十一年三月一日から同月三十一日までの間に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成二十一年五月二十二日  
秋田県選挙管理委員会委員長 田中 伸一

政治団体の名称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
くろさき一紀後援会	東海林 悟郎	佐藤 敏雄	秋田市雄和平沢字田中八十三番地一	平成二十一年三月九日
佐々木嘉一後援会	大澤 一義	佐々木 善成	湯上市昭和豊川上虻川字仁山七十一	〃
佐竹敬久を励ますスポーツ愛好者の会	蒔 苗 昭三郎	渡辺 正典	秋田市川尻町字大川反百七十九十二	〃
みんなのかまどを守る市民の会	金 湖 敏章	本間 論	由利本荘市鶴沼四十三一四	平成二十一年三月十日
菅義偉秋田ふるさと後援会	高久 臣 一	倉田 光 二	湯沢市湯ノ原二一五十一	平成二十一年三月十一日
細越みつる後援会	豊口 唯 夫	浅利 和 彦	鹿角郡小坂町小坂字坂ノ上七十五一	平成二十一年三月十二日

一 その他の政治団体  
イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称		異動事項		届出年月日	
新	内	旧	容		

一 政党

秋選管告示第八十三号  
 政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条の規定により、平成二十一年三月一日から同月三十一日までの間に次

の政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
 平成二十一年五月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

新生湯沢しみんの会	由利昌司	藤原寛文	湯沢市秋ノ宮字赤石沢十五	平成二十一年三月三十日
榑谷竹治後援会	浅利和彦	榑谷弘子	鹿角郡小坂町小坂鉾山字尾樽部六十番地四	〃
こつがい正孝後援会	黒沢源五郎	及川榮司	鹿角郡小坂町小坂鉾山字古館十八―五	平成二十一年三月二十七日
工藤新一後援会	高橋久也	富樫仁英	秋田市中通四丁目三番三十一号	〃
「阿仁病院・米内沢病院をかならず残す会」	小塚政悦郎	小塚政悦郎	北秋田市米代町三一六	平成二十一年三月二十六日
三浦芳博後援会	岩井正己	伊藤力夫	秋田市旭南二丁目六―十一	平成二十一年三月二十五日
下間俊悦後援会	佐藤誠	大淵英也	男鹿市船越字杉山二十五―二十	〃
くらしを大切にす秋田市をつくる会	高田博	袴田周吾	秋田市中通三丁目四―四十七 チサンマンション秋田一〇二号	〃
奥山久次を励ます会	奥山さつ子	菅原武	湯沢市倉内字三ツ田一―十二	平成二十一年三月二十三日
良き循環型の秋田市をくると共につくる会	佐藤五三郎	鳥海育代	秋田市雄和田草川字本田二百四十一―百八	〃
かめだ利美後援会	今泉孟人	高橋昭雄	鹿角郡小坂町大地字上羽ノ木田二十四	平成二十一年三月十九日
長田栄一後援会	長田栄一	長田奈月	由利本荘市砂子下百七―三	平成二十一年三月十八日
丸の内くるみ後援会	川辺ミサヲ	喜多村容子	秋田市中通三一四―六 OMCビル	〃
秋田市をほっとけない市民の会	金澤裕之	喜多村容子	秋田市中通三一四―六 OMCビル	平成二十一年三月十七日

二  
その他の政治団体

政治団体の名称	異動事項	新 内		旧 容		届出年月日
自由民主党秋田県看護連盟支部	会計責任者	杉澤隆一		星山正美		〃
自由民主党秋田県看護連盟	会計責任者	大山澄子		大信田由紀子		平成二十一年三月三十日
自由民主党仙北支部	会計責任者	大山利吉		佐々木忠則		平成二十一年三月二十七日
日本共産党雄平地区委員会	会計責任者	鈴木望		我妻桂子		平成二十一年三月十七日
自由民主党秋田県不動産職域支部	会計責任者	鈴木秀夫		佐野貞文		平成二十一年三月十二日
政治団体の名称	異動事項	新 内		旧 容		届出年月日
利定己後援会	代表者	利定己		矢野章一郎		〃
秋田県建築士事務所政経研究会	代表者	秋田県建築士事務所政経研究会		秋田県建築設計事務所政経研究会		平成二十一年三月十日
小野清子を励ますスポーツ愛好者の会	代表者	蒔苗昭三郎		辻兵吉		平成二十一年三月九日
渡辺正宏後援会	会計責任者	佐藤義治		野田安雄		〃
農工連携あきた県民の会	代表者	齊藤正寧		秋山肇		〃
栗林次美後援会	主たる事務所の所在地	大仙市戸地谷字大和田三百六十三		大仙市大曲栄町十三十六		平成二十一年三月五日
武田隆後援会	代表者	岡田修治		嵯峨重右工門		〃
新しい由利本荘市を創る会	代表者	高野ユイ		熊谷貞子		平成二十一年三月三日
21あきた農政推進同志会	会計責任者	成田金秋		柏谷健作		〃
石川光男後援会	会計責任者	中村新和		櫻庭進		〃
秋田県造園協会政治連盟	会計責任者	船木春雄		藤田利雄		平成二十一年三月二日

佐藤甚一郎後援会	会 計 責 任 者	榎 征 男	野 辺 一 則	平成二十一年三月十日
千葉倉男後援会	主たる事務所の所在地	大館市比内町片貝字伊勢堂北二十八―一	大館市比内町片貝字二ッ森十三―二	〃
佐々木喜一後援会	会 計 責 任 者	佐々木 絹 子	内 田 慶 一	平成二十一年三月十二日
秋田県不動産政治連盟	会 計 責 任 者	鈴木 秀 夫	佐 野 貞 文	平成二十一年三月十三日
小坂町川口ひろし後援会	政治団体の名称	小坂町川口ひろし後援会	川口博後援会	〃
川口ひろし後援会連合会	主たる事務所の所在地	秋田市川尻大川町十二番三十八号	秋田市山王六丁目二番十号	平成二十一年三月十六日
農工連携あきた県民の会	主たる事務所の所在地	秋田市川尻大川町十二番三十八号	秋田市山王六丁目二番十号	〃
大江なおゆき後援会	会 計 責 任 者	藤 原 茂 樹	藤 原 義 美	平成二十一年三月十七日
加藤昭美後援会	会 計 責 任 者	佐 藤 重 雄	佐 藤 辰 蔵	平成二十一年三月十八日
菅だいすけを育てる会	主たる事務所の所在地	大館市花園町字神山七十六	大館市御成町二丁目九―五 佐々木ビル二階	〃
細越みつる後援会	主たる事務所の所在地	鹿角郡小坂町小坂鉦山字栗平十九―五	鹿角郡小坂町小坂字坂ノ上七十五―二	平成二十一年三月十九日
県政維新の会	代 表 者	熊 谷 周 幸	豊 口 唯 夫	平成二十一年三月二十三日
佐藤邦夫馬川地区後援会	政治団体の名称	県政維新の会	新生あきた・竹の会	〃
庄司敏八後援会	主たる事務所の所在地	南秋田郡五城目町高崎字田中百三十六	南秋田郡五城目町高崎字前田百五―一	〃
小森久博後援会	主たる事務所の所在地	能代市字悪戸二十七―一	能代市中和一―一三	〃
小棚木政之後援会	代 表 者	安 保 敏 昭	小 森 久 博	平成二十一年三月二十四日
小森久博後援会	会 計 責 任 者	小 山 雅 彦	小 森 久 博	平成二十一年三月二十四日
小棚木政之後援会	会 計 責 任 者	太 田 豊 康	田 中 一 実	平成二十一年三月二十五日
小森久博後援会	会 計 責 任 者	大 平 あ つ 子	柴 田 隆 雄	〃

花田清美後援会	清流会	秋田県社交飲食組合政治連盟		由利昌司をはげます会		全国社会保険推進連盟秋田県支部	さいとう善悦後援会	斎藤久一後援会	秋田県看護連盟	中村修太郎小坂町後援会	小林さとの後援会	秋田山王トライ政策研究会		丸の内くるみ後援会	田村とみお後援会	秋田芳樹会	秋田市をほっとけない市民の会	
会計責任者	会計責任者	会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	会計責任者	主たる事務所在地	会計責任者	会計責任者	代表者	主たる事務所在地	会計責任者	代表者	代表者	代表者	代表者	代表者	
花田清美	花田清美	小林良平	岡田邦雄	沼倉美喜夫	菅 詔悦	渡辺 健一	秋田市雄和石田字中大部三十	沓沢 正雄	大山 澄子	中村 貞藏	鹿角郡小坂町小坂字惣次郎田八	小林 繁	長澤 一	長澤 一	滝波 洋子	石垣 一夫	平塚 長生	東海林 仁
藤原昌一	藤原昌一	岡田邦雄	川口芳松	菅 忠一	由利 誠一	石川 雄司	秋田市雄和芝野新田字中台四十六	沓沢 富夫	大信田 由紀子	中村 巳代人	鹿角郡小坂町小坂字相内七十一	小林 由美子	大谷 一	大谷 一	川辺 ミサヲ	小笠原 幸一	土門 五郎	金澤 裕之
〃	〃	平成二十一年三月三十一日		〃	〃	〃	〃	〃	平成二十一年三月三十日	〃	〃	平成二十一年三月二十七日		〃	〃	〃	〃	平成二十一年三月二十六日

秋選管告示第八十四号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、平成二十一年三月一日から同月三十一日まで

の間に次の政治団体から解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示する。  
平成二十一年五月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

一 政党

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
社会民主党秋田県横手平鹿支部	高橋 健一	平成二十一年三月三日	平成二十一年三月三日
自由民主党秋田県大仙市第三支部	高貝 久遠	平成二十一年三月二十六日	平成二十一年三月二十七日

二 その他の政治団体

政治団体の名称	代表者氏名	解散年月日	届出年月日
成田正雄後援会	佐々木 松寿	平成二十年十二月三十日	平成二十一年三月二日
つや永光後援会合川支部	三浦 克昭	平成二十一年二月二十日	平成二十一年三月三日
芳翔フォーラム	田川 政幸	平成二十一年二月二十日	平成二十一年三月五日
三沢定幸を育てる会	三沢 忠雄	平成二十一年三月一日	〃
小野清子を励ますスポーツ愛好者の会	蒔 苗 昭三郎	平成二十一年三月九日	平成二十一年三月九日
田口のりよし後援会	田口 幸子	平成二十年十二月十日	〃
石川幸美後援会	湯瀬 昭七	平成二十一年三月一日	平成二十一年三月十日
青雲会	川口 博	平成二十一年三月一日	平成二十一年三月十三日
本間一二三後援会	本間 利一	平成十九年五月二十日	〃
長田栄一後援会	長田 栄一	平成十九年十二月三十一日	平成二十一年三月十八日
高村功後援会	高村 功	平成二十一年二月二十八日	平成二十一年三月二十四日
中川たけお後援会	中川 猛夫	平成二十一年三月二十四日	〃
東海林順一後援会	藤原 博	平成二十一年三月二十日	平成二十一年三月二十六日



佐藤幸男後援会	木 村 智 東	平成二十一年三月二十五日	平成二十一年三月二十七日
土田章悟後援会	池 端 哲 夫	平成二十年十二月三十一日	平成二十一年三月三十日
松岡忠義後援会	加 藤 寿 亨	平成二十年十二月一日	〃
柳田弘由利後援会	村 上 亨	平成二十年十二月二十日	平成二十一年三月三十一日

秋選管告第八十五号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出されたので、同法第二十條第一項の規定に基づき、その経過を公表する。

平成二十一年五月二十二日

秋田県選挙管理委員会 田 中 忠 一

I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書

II 報告書の要旨

1 収入及び支出のある団体

(1) その他の政治団体

政治団体の名称 成田正雄後援会(平成20年分)

報告年月日 平成21年3月2日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 41,740円

前年からの繰越額 41,740円

本年の収入額 0円

(ロ) 支出総額 0円

政治団体の名称 石川幸美後援会(平成21年分)

報告年月日 平成21年3月10日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 126,356円

前年からの繰越額 126,356円

本年の収入額 0円

(ロ) 支出総額 0円

政治団体の名称 土田章悟後援会(平成20年分)

報告年月日 平成21年3月30日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 79,374円

前年からの繰越額 37,329円

本年の収入額

(イ) 支出総額 79,374円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

個人の負担する党費又は会費員数 42,000円 21人

その他の収入 45円

合計 42,045円

(ロ) 支出の内訳

経常経費 2,874円

備品・消耗品費 2,874円

政治活動費 76,500円

その他の経費 76,500円

合計 79,374円

政治団体の名称 柳田弘由利後援会(平成20年分)

報告年月日 平成21年3月31日

ア 収入・支出の総額

(イ) 収入総額 320,825円

前年からの繰越額 270,825円

本年の収入額 50,000円

(ロ) 支出総額 320,825円

イ 収入・支出の内訳

(イ) 収入の内訳

寄附 50,000円

政治団体からの寄附 50,000円

合計 50,000円

(ロ) 支出の内訳

政治活動費 320,825円

組織活動費 320,825円

合計 320,825円

2 収入及び支出のない団体

(1) 政党

政治団体の名称	報告年月日
社会民主党秋田県横手平鹿支部(平成21年分)	平成21年3月3日
自由民主党秋田県大仙市第三支部(平成21年分)	平成21年3月27日

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	報告年月日
つや永光後援会合川支部(平成21年分)	平成21年3月3日
芳翔フオーラム(平成21年分)	平成21年3月5日
三沢定幸を育てる会(平成21年分)	〃
小野清子を助ますスポーツ愛好者の会(平成21年分)	平成21年3月9日
田口のりよし後援会(平成20年分)	〃
青雲会(平成21年分)	平成21年3月13日
本間一三後援会(平成19年分)	〃
長田栄一後援会(平成19年分)	平成21年3月18日
高村均後援会(平成21年分)	平成21年3月24日

中川たけお後援会 (平成21年分)	平成21年3月24日
東海林順一後援会 (平成21年分)	平成21年3月26日
佐藤幸男後援会 (平成21年分)	平成21年3月27日

秋選告示第八十六号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第

松岡忠義後援会 (平成20年分)	平成21年3月30日
------------------	------------

二項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成二十一年五月二十二日  
秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体	
		名 称	主たる事務所の所在地
齊藤 則 幸	大館市議会議員	齊藤則幸後援会	大館市片山町二一一二
		代表者氏名	届出年月日
		齊藤 則 幸	平成二十一年三月三十一日

秋選告示第八十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第  
三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事

項の異動の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成二十一年五月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の届出事項の異動の届出をした者の氏名	公職の種類	資 金 管 理 団 体 の 名 称		異動事項
		新	旧	
穂積 志	秋田市長	穂積志政策研究会	秋田市長	秋田市長
			秋田県議会議員	秋田市長
				届出年月日
				平成二十一年三月二十二日

秋選告示第八十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第  
三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定

の取消の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。  
平成二十一年五月二十二日

秋田県選挙管理委員会委員長 田中伸一

資金管理団体の取消の届出をした者の氏名	公職の種類	取 り 消 し た 資 金 管 理 団 体	
		名 称	主たる事務所の所在地
川 口 博	小坂町長	青雲会	鹿角郡小坂町小坂字冷川四十六番地
		代表者氏名	届出年月日
		川 口 博	平成二十一年三月十三日
長 田 栄 一	由利本荘市議会議員	長田栄一後援会	由利本荘市砂子下百七十三
			届出年月日
			平成二十一年三月十八日

高 村 功	横手市議会議員	高村功後援会	横手市前郷一番町三一一	高 村 功	平成二十一年三月二十四日
中 川 猛 夫	秋田県議会議員	中川たけお後援会	秋田市川元松丘町五番三十一号	中 川 猛 夫	、

**人事委員会規則**

人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年五月二十二日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏  
人事委員会規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する規則

規則一一〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局（本庁）の項中「防災技監 森林技監」を「森林技監 県土整備技監」に、「局長 参事」を「参事 温暖化対策統括監」に改める。

別表第二知事の事務部局（地方機関）総合食品研究所の項中「主席研究員」を「主席研究員 主席主幹」に改める。

**附 則**

この規則は、公布の日から施行する。

**人事委員会公告**

**平成21年度秋田県職員採用試験公告**

人事委員会規則4-5（職員の任用）第8条第1項の規定により、採用試験について次のとおり公告する。

平成21年5月22日

秋田県人事委員会委員長 柴田 一宏

- 1 試験の種類及び程度  
大学卒業程度試験
- 2 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分	採用予定人員(人)	職 務 内 容
行政A	18	知事部局の課若しくはその地方機関等又は教育庁の課若しくは
行政B	2	機関等又は教育庁の課若しくは

行政C (職務経験者)	1	その地方機関等に勤務して行政事務又は学校事務に従事する。
心理判定	1	
薬剤師	1	
化学	3	
農学（一般）	6	
畜産	1	
水産	1	知事部局の課又はその地方機関に勤務して専門的技術業務に従事する。
林学	4	
資源工学	1	
総合土木	10	
建築	2	
電気	2	
警察事務	1	警察本部の課又は警察署に勤務して警察事務に従事する。

**3 給与**

初任給は、平成21年4月1日現在、原則として薬剤師は医療職給料表(二)2級1号給(月額178,200円)、その他の職種は行政職給料表1級25号給(月額172,200円)が支給される。なお、職務経験等のある者については、一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年秋田県条例第22号)等により、経歴その他の

の事項を勘案の上決定される。

このほか扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤労手当、寒冷地手当等の諸手当がそれぞれの支給要件に応じて支給される。

**4 受験資格**

次のとおりとする。ただし、日本国籍を有しない者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第16条の規定により地方公務員となることができない者は、受験できない。

(1) 行政A

次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和57年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者

イ 昭和63年4月2日以降に生まれた者であつて、大学(短期大学を除く。)を卒業したものの若しくは平成22年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの

(2) 行政B、心理判定、化学、農学(一般)、畜産、水産、林学、資源工学、総合土木、建築、電気、警察事務

次のア、イのいずれかの要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和55年4月2日から昭和63年4月1日までに生まれた者

イ 昭和63年4月2日以降に生まれた者であつて、大学(短期大学を除く。)を卒業したものの若しくは平成22年3月31日までに卒業する見込みのもの又は秋田県人事委員会が同等の資格があるものと認めるもの

(3) 行政C(職務経験者)

次のア、イの両方の要件を満たす者が受験できる。

ア 昭和25年4月2日以降に生まれた者

イ 民間企業等における職務経験年数(公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)及び地方公務員法に規定するすべての公務員をいう。)としての職務経験年数を除く。)が5年以上ある者(受験申込期日までに5年に達する者を含む。)

(4) 薬剤師

(2)のア、イのいずれかの要件を満たす者で、薬剤師の免許

を有するもの又は平成21年度中に実施する薬剤師国家試験で  
薬剤師の免許を取得する見込みのものが受験できる。

5 試験の実施日、場所、方法等

(1) 第1次試験

ア 実施日

平成21年6月28日(日)

イ 場所

ノースアジア大学 秋田市下北手桜字守沢46番地の1  
都道府県会館 東京都千代田区平河町二丁目6番3  
号

ウ 方法

大学卒業程度の学力を問う教養試験、専門試験及び論文  
試験Ⅰを行う。ただし、「行政C(職務経歴者)」及び  
「薬剤師」は専門試験を行わず、「行政B」は専門試験に  
代えて論文試験Ⅱを行う。

また、論文試験Ⅰの評価は第2次試験で行う。

エ 合格者の発表

平成21年7月上旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示  
するほか、合格者には書面で通知する。

(2) 第2次試験

ア 実施日(予定)

平成21年8月3日(月)及び同月中旬から下旬

イ 場所 秋田市

ウ 方法

第1次試験の合格者に対して、口述試験及び適性検査等  
を行う。また、ある一定レベル以上の外国語資格(英語、  
韓国語、中国語、ロシア語)を有する受験者に対し加点を  
行う。

(3) 資格調査

受験資格の有無、申込書記載事項の真否等について行う。

(4) 最終合格者の発表

平成21年8月下旬に、県庁正面公告板に受験番号を掲示す  
るほか、合格者には書面で通知する。

6 採用の方法及び予定時期

(1) 方法

最終合格者は、試験区分ごとの採用候補者名簿に登録さ  
れ、任命権者からの請求に応じて人事委員会が成績順に提示  
する。任命権者は、提示された者のうちから採用者を決定す  
る。ただし、「薬剤師」の最終合格者で、薬剤師の免許を取  
得見込みのものが平成21年度中に実施する薬剤師国家試験で

薬剤師免許を取得できなかった場合は採用候補者名簿から削  
除される。

(2) 予定時期

平成22年4月以降

7 受験手続

(1) 受験申込書の交付

秋田県人事委員会事務局、県庁1階総合案内窓口、各地域  
振興局総務企画部、東京事務所、北海道事務所、大阪事務  
所、名古屋事務所及び福岡事務所において交付する。なお、  
秋田県総合生活文化会館(アトリオン)にも備え置く。

(2) 受験の申込み

受験希望者は、受験申込書に必要事項を記入し、秋田県人  
事委員会事務局に持参、郵送又は電子申請・届出サービスマ  
により提出すること。

(3) 申込受付期間

日曜日及び土曜日を除き、平成21年5月22日(金)から同  
年6月8日(月)までの午前8時30分から午後5時まで受け  
付ける。ただし、電子申請・届出サービスによる申込の受付  
は、平成21年5月22日(金)の午前8時30分から同年6月1  
日(月)の午後5時まで(に限り受け付ける。  
なお、郵送による申込みは、平成21年6月8日(月)まで  
の消印のあるものに限り受け付ける。

8 その他

(1) 受験手続その他受験に関する問い合わせは、秋田県人事  
委員会事務局(秋田市山王四丁目1番2号 電話018(860)  
3253)に行うこと。

(2) 試験の詳細については、別に受験案内が作成されているの  
で参照すること。

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目1番1号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号  
株式会社 松原印刷社  
電話(82)八七六六 F A X(83)〇〇〇五  
E-mail:matsubarata@matubarata.co.jp  
秋田市山王七丁目五番二十九号  
松原繁雄